（鉱害賠償登録令の一部改正）

第二条　鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項本文中「千円」を「七百円」に改め、同項ただし書中「十枚」を「五十枚」に、「千円」を「七百円」に、「五枚」を「五十枚」に、「二百円」を「百円」に改める。

（抵当証券法施行令の一部改正）

第三条　抵当証券法施行令（平成三年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「千円」を「七百円」に改める。

（登記手数料令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　登記手数料令等の一部を改正する政令（平成十二年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千円」を「二千六百円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

法務大臣　江田　五月
内閣総理大臣　菅　**直人**

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月十六日
内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二十一号

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年四月一日とする。

総務大臣　片山　善博
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍
内閣総理大臣　菅　**直人**

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月十六日
内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二十二号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第四項及び第二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、「であつて、別表第一に掲げる施設以外のもの」を削り、同条を第三条の五とする。

第三条の三中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条を第三条の四とし、第三条の二の次に次の一条を加える。

（指定物質）

第三条の三　法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一　ホルムアルデヒド
二　ヒドラジン
三　ヒドロキシルアミン
四　過酸化水素
五　塩化水素
六　水酸化ナトリウム
七　アクリロニトリル
八　水酸化カリウム
九　塩化ビニルモノマー
十　アクリルアミド
十一　アクリル酸
十二　次亜塩素酸ナトリウム
十三　二硫化炭素
十四　酢酸エチル
十五　メチル―ターシヤリ―ブチルエーテル（別名ＭＴＢＥ）
十六　トランス―一・二―ジクロロエチレン
十七　硫酸
十八　ホスゲン
十九　一・二―ジクロロプロパン
二十　クロルスルホン酸
二十一　塩化チオニル
二十二　クロロホルム
二十三　硫酸ジメチル
二十四　クロルピクリン
二十五　りん酸ジメチル＝二・二―ジクロロビニル（別名ジクロルボス又はＤＤＶＰ）
二十六　ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はＥＳＰ）
二十七　一・四―ジオキサン
二十八　トルエン
二十九　エピクロロヒドリン
三十　スチレン
三十一　キシレン
三十二　パラ―ジクロロベンゼン
三十三　Ｎ―メチルカルバミン酸二―セカンダリ―ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はＢＰＭＣ）
三十四　三・五―ジクロロ―Ｎ―（一・一―ジメチル―二―プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
三十五　テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はＴＰＮ）
三十六　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｏ―（三―メチル―四―ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はＭＥＰ）
三十七　チオりん酸Ｓ―ベンジル―Ｏ・Ｏ―ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はＩＢＰ）
三十八　一・三―ジチオラン―二―イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
三十九　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（二―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
四十　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（五―フェニル―三―イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）
四十一　四―ニトロフェニル―二・四・六―トリクロロフェニルエーテル（別名クロルニトロフェン又はＣＮＰ）
四十二　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル）（別名クロルピリホス）
四十三　フタル酸ビス（二―エチルヘキシル）
四十四　エチル＝（Ｚ）―三―［Ｎ―ベンジル―Ｎ―［メチル（一―メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ］チオ］アミノ］プロピオナート（別名アラニカルブ）
四十五　一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三ａ・四・七・七ａ―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一Ｈ―インデン（別名クロルデン）
四十六　臭素
四十七　アルミニウム及びその化合物
四十八　ニツケル及びその化合物
四十九　モリブデン及びその化合物
五十　アンチモン及びその化合物
五十一　塩素酸及びその塩
五十二　臭素酸及びその塩

第十条第一号中「並びに第十四条の二第一項及び第二項」を「及び第十四条の二第一項から第三項まで」に改め、同条第二号中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

（下水道法施行令の一部改正）

第二条　下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の八及び第九条の九第二号中「第三条の三各号」を「第三条の四各号」に改める。

（湖沼水質保全特別措置法施行令の一部改正）

第三条　湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍
内閣総理大臣　菅　**直人**